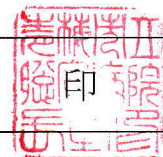


Web・テレビ会議等による
委員会審査に関する手順書
(治験審査委員会標準業務手順書 補遺)

西暦 2021 年 2 月 15 日
青梅市立総合病院
院長 大友 建一郎



(1) 目的

①本手順書は、当院治験審査委員会が設置している治験審査委員会標準業務手順書に基づいて、Web・テレビ会議等によって委員会審査を行う際の手順を定めるものである。

②本手順書は、必要時に随時改訂する。

なお、本手順書では、「治験審査委員会」を以下「IRB」、「Web・テレビ会議等」を以下「Web会議等」という。

(2) Web会議等を使用した委員会審査の手順

①Web会議等によって、一堂に会して行う会議と同等の審議を行うことが可能な場合には、Web会議等によって会議に参加したIRB委員も出席したものとみなし、審議採決に参加できるものとする。

②IRB委員は、当院管理下にあるPC、または当院へ申請し使用許可されたPCから参加する。外部委員及び事務局員等については、各所属組織においてセキュリティ条件を満たしているとされたPCから参加する。

③Web会議等の開催にあたっては、IRB事務局が許可した者のみが参加できるよう設定する。IRB事務局担当者はWeb会議等開始時に参加するIRB委員の本人確認を行い、当該委員の映像及び音声に問題がない旨確認したことをもって出席とみなす。

④IRB議事録には、Web会議等によって行われた会議であることを記録する。

⑤その他、資料配布等については治験審査委員会標準業務手順書に準ずる。

(3) Web会議等に関する教育記録

Web会議等の際し、IRB委員は下記の教育を受け、その記録を残すものとする。

内容：セキュリティについて、通信機器及びシステムの操作方法

(4) 情報漏洩防止策

Web会議等へは会議室又は個室から出席し、情報漏洩の恐れのある場所からの会議の出席は禁止する。